

申請手数料表 1

株式会社 確認サービス
URL <http://www.kakunin-s.com>

■ 確認検査手数料（非課税）

- 業務区域 : 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県全域
- 対象建築物等 : 建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる建築物、建築基準法施行令第 138 条で指定する工作物、建築基準法施行令第 146 条で指定する建築設備
- 手数料は、申請部分の床面積の合計及び主要用途種別①～④により定めています。

(表-1)

種 別	主 要 用 途
①	建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物及び建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物。ただし、構造計算を行ったものは②とする。
②	①以外の一戸建て住宅、長屋住宅及び共同住宅(併用住宅は住宅部分の床面積が 1/2 以上のものに限る)
③	①以外の倉庫(配送センター等を除く)、車庫、工場(クリーンルーム等で細分化された工場を除く)
④	①～③以外のもの

◆ 確認申請手数料

確認申請手数料は、審査手数料(表-2)、(表-3)に構造計算適合性判定が必要な建築物については、審査割増手数料(表-4)及び構造計算適合性判定手数料(構造判定を求める機関等の手数料による)を加算します。

● 審査手数料

(建築物) (表-2)

単位 : 円

申請部分の床面積の合計	主 要 用 途 種 別			
	①	②	③	④
100 m ² 以内	18,000	30,000	30,000	44,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内	28,000	40,000	40,000	70,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内	38,000	72,000	72,000	94,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	48,000	120,000	100,000	150,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内		170,000	140,000	200,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内		220,000	190,000	250,000
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内		270,000	240,000	300,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内		320,000	290,000	350,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内		440,000	380,000	500,000
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内		580,000	530,000	660,000
20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以内		670,000	620,000	790,000
30,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内		760,000	710,000	920,000
40,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内		850,000	800,000	1,050,000
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内		1,200,000	900,000	1,400,000
100,000 m ² を超え 200,000 m ² 以内		1,600,000	1,300,000	1,900,000
200,000 m ² を超える		2,000,000	1,600,000	2,400,000

(建築設備・工作物) (表-3)

単位 : 円

	型式部材等製造者認証を受けたもの	左記以外
昇降機・小荷物専用昇降機含む	19,000/1基	38,000/1基
	令第 138 条第 1 項の工作物	令第 138 条第 2 項及び第 3 項の工作物
工作物	26,000/1基	33,000/1基

● 審査割増手数料

(表-4)

単位 : 円

構造計算適合性判定が必要な建築物	10,000/1棟
------------------	-----------

1. 報奨金の対象は、500㎡以下の型式適合認定・型式部材等製造者の認証を受けた建築物及び4号建築物の審査手数料となります。
2. 天空率、避難安全検証法、耐火性能検証法による申請手数料は、該当する審査手数料の2割を加算します。ただし、避難安全検証法又は耐火性能検証法に係る大臣認定を受けた場合は除きます。
3. 一団地の総合的設計、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
4. 構造性能評価、構造安全審査を受けたものの申請手数料は、該当する審査手数料の2割を減額します。
5. 同一棟増築の申請手数料は、増築部分の床面積に既設部分の床面積の1/2を加算した面積が手数料算定面積になります。ただし、主要用途種別①は除きます。
6. 計画変更確認申請の手数は、原則として平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の1に示す方法で算定します。
7. 他の機関で確認を受けたものの計画変更確認申請は、新しい確認申請とみなし(元の申請部分の床面積を含める)手数料を算定します。
8. 用途変更、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替の申請手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分(同一棟)の床面積の1/2を加算した面積が手数料算定面積になります。
9. 昇降機単独(設置する建築物の確認申請を弊社で行っていないもの、又は建築物の増築確認申請を伴わない増設等)の申請手数料は、1申請につき20,000円を加算します。
10. 工事区域内に数ヶ所または数種類の工作物がある場合は、1申請であっても1基ごとの手数料の加算になります。
11. 建築物に設置する工作物の申請手数料は、設置する建築物の床面積の1/2の審査手数料を加算します。ただし、建築物の確認申請を当社で同時に行っている場合は除きます。
12. 令第138条の工作物で高さが15mを超えるもの、又は水平若しくは垂直投影面積で最大の面積が50㎡を超えるものは、(表-2)の床面積を水平若しくは垂直投影面積で最大の面積によみかえ主要用途種別④の手数料を適用します。
13. 特殊な工作物(風力発電、遊戯施設等で回転、運動等が伴うもの)は、任意の構造安全審査の評定書を添付してください。
14. エキスパンションジョイント等により構造別棟とみなす場合、または複数棟の建築物の構造審査が必要な場合は、2棟目から1棟を増ごとに審査手数料の1割(加算額の上限は確認審査手数料表の100㎡以内欄の額)を加算します。ただし、確認申請床面積の合計が1,000㎡以下は除きます。
15. 令第81条第4項によるエキスパンションジョイント等により別の建築物とみなす場合は、1棟ごとに審査割増手数料と構造計算適合性判定手数料がかかります。
16. 主要用途種別が同一申請敷地内に混在する場合の手数料の算定は、主要用途のうち最大床面積の種別により全体を算出した額と主要用途種別の床面積ごとに手数料を算出した合計額を比較し、廉価を採用します。

◆ 中間検査申請手数料

(建築物) (表-5)

単位：円

申請部分の床面積の合計	主 要 用 途 種 別		
	①	②	③ ④
100㎡以内	22,000	40,000	
100㎡を超え200㎡以内	30,000	54,000	
200㎡を超え500㎡以内	45,000	72,000	
500㎡を超え1,000㎡以内	65,000	100,000	
1,000㎡を超え2,000㎡以内		170,000	
2,000㎡を超え3,000㎡以内		200,000	
3,000㎡を超え4,000㎡以内		230,000	
4,000㎡を超え5,000㎡以内		260,000	
5,000㎡を超え10,000㎡以内		350,000	
10,000㎡を超える		450,000	

1. 中間検査の申請部分の床面積は、平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の2に示す方法で算定します。
2. 報奨金の対象は、500㎡以下の型式適合認定・型式部材等製造者の認証を受けた建築物及び4号建築物とします。
3. 一団地の総合的設計、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
4. 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要になります。ただし、特定行政庁が定める場合はそれによります。
5. 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を加算します。
6. 当社で確認済証を交付していない建築物等の中間検査の手数は、審査手数料(表-2)を加算します。
7. 再検査(同一検査申請に係る検査が2回以上となる場合)は、原則として1回目の検査手数料の1/2に相当する額が追加となります。

◆ 完了検査申請手数料

(建築物) (表-6)

単位：円

申請部分の床面積の合計	主 要 用 途 種 別			
	①	②	③	④
100 m ² 以内	24,000	36,000	36,000	40,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内	32,000	40,000	40,000	55,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内	44,000	48,000	48,000	70,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	62,000	90,000	80,000	100,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内		130,000	110,000	150,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内		170,000	140,000	200,000
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内		210,000	170,000	250,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内		250,000	200,000	300,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内		300,000	250,000	350,000
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内		390,000	340,000	440,000
20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以内		480,000	430,000	530,000
30,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内		570,000	520,000	620,000
40,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内		660,000	610,000	710,000
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内		910,000	860,000	1,050,000
100,000 m ² を超え 200,000 m ² 以内		1,200,000	1,000,000	1,550,000
200,000 m ² を超える		1,600,000	1,200,000	2,000,000

(建築設備・工作物) (表-7)

単位：円

	型式部材等製造者認証を受けたもの	左記以外
昇降機・小荷物専用昇降機含む	47,000/1基	60,000/1基
	令第138条第1項の工作物	令第138条第2項及び第3項の工作物
工作物(1件につき)	47,000/1基	47,000/1基

1. 報奨金の対象は、500 m²以下の型式適合認定・型式部材等製造者の認証を受けた建築物及び4号建築物とします。
2. 避難安全検証法(評定・大臣認定を含む)による確認申請を行ったものの完了検査申請手数料は、該当する手数料の2割を加算します。
3. 一団地の総合的デザイン、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
4. 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を加算します。
5. 令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる工作物で、投影面積が10 m²を超えるものまたは高さが4mを超えるものは、(表-6)の床面積を水平又は垂直投影面積で最大の面積によみかえ主要用途種別④の手数を適用します。
6. 当社で確認済証を交付していない建築物等の完了検査手数料は、審査手数料(表-2、3)を加算します。
7. 再検査(同一検査申請に係る検査が2回以上となる場合)は、原則として1回目の検査手数料の1/2に相当する額が追加となります。
8. 主要用途種別が同一申請敷地内に混在する場合の手数料の算定は、主要用途のうち最大床面積の種別により全体を算出した額と主要用途種別の床面積ごとに手数料を算出した合計額を比較し、廉価を採用します。

■ 住宅性能評価料金(課税対象)

- 業務区域 : 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、東京都(島しょ部を除く)、神奈川県、埼玉県、千葉県全域
- 対象建築物等 : 一戸建ての住宅、共同住宅等、共に新築及び既存

(表-8)

種別	申請条件
①	②、③、④以外
②	当社に確認申請を行っている住宅
③	住宅品確法第33条に規定する認証型式を受けた住宅
④	住宅品確法第33条に規定する認証型式を受けた住宅で当社に確認申請を行っているもの

◆ 一戸建て住宅(新築)(併用住宅含む)

(表-9)

単位: 円

床面積の合計	設計住宅性能評価(種別)				建設住宅性能評価(種別)			
	①	②	③	④	①	②	③	④
200㎡以内	50,000	45,000	33,000	28,000	105,000	95,000	52,000	42,000
200㎡超え	65,000	60,000	41,000	36,000	130,000	120,000	70,000	60,000

◆ 共同住宅等(新築)

(表-10)

単位: 円

戸数及び 床面積の合計	設計住宅性能評価(種別)				建設住宅性能評価(種別)			
	①	②	③	④	①	②	③	④
2戸で200㎡以内	50,000	45,000	33,000	28,000	125,000	105,000	62,000	52,000
2戸で200㎡超え	65,000	60,000	41,000	36,000	150,000	130,000	75,000	65,000
3戸以上で 300㎡以内	50,000 +5,000M	45,000 +5,000M	33,000 +5,000M	28,000 +5,000M	105,000 +10,000M	95,000 +10,000M	52,000 +10,000M	42,000 +10,000M
3戸以上で 300㎡超え	65,000 +5,000M	60,000 +5,000M	41,000 +5,000M	36,000 +5,000M	130,000 +10,000M	120,000 +10,000M	70,000 +10,000M	60,000 +10,000M
5戸以上で 500㎡以内	100,000 +5,000M	90,000 +5,000M	66,000 +5,000M	56,000 +5,000M	160,000 +10,000M	145,000 +10,000M	80,000 +10,000M	72,000 +10,000M
5戸以上で 500㎡超え	130,000 +5,000M	120,000 +5,000M	82,000 +5,000M	72,000 +5,000M	180,000 +10,000M	165,000 +10,000M	90,000 +10,000M	82,000 +10,000M

(表-11)

単位: 円

戸数及び 床面積の合計	設計住宅性能評価(種別)		建設住宅性能評価(種別)	
	①	②	①	②
10戸以上で1,500㎡以内	180,000+5,000M	160,000+5,000M	200,000+10,000M	180,000+10,000M
10戸以上で1,500㎡超え	240,000+5,000M	220,000+5,000M	220,000+10,000M	200,000+10,000M
20戸以上で2,500㎡以内	300,000+5,000M	270,000+5,000M	400,000+10,000M	370,000+10,000M
20戸以上で2,500㎡超え	350,000+5,000M	320,000+5,000M	440,000+10,000M	410,000+10,000M
30戸以上で3,500㎡以内	420,000+5,000M	380,000+5,000M	500,000+10,000M	460,000+10,000M
30戸以上で3,500㎡超え	470,000+5,000M	430,000+5,000M	550,000+10,000M	510,000+10,000M
40戸以上で4,500㎡以内	540,000+5,000M	490,000+5,000M	600,000+10,000M	550,000+10,000M
40戸以上で4,500㎡超え	590,000+5,000M	540,000+5,000M	650,000+10,000M	600,000+10,000M
50戸以上で5,500㎡以内	660,000+5,000M	600,000+5,000M	700,000+10,000M	630,000+10,000M
50戸以上で5,500㎡超え	710,000+5,000M	650,000+5,000M	750,000+10,000M	690,000+10,000M

- 表中「M」は住戸の数を示す。
- 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を検査回数分加算します。
- 一敷地に複数棟の建設住宅性能評価料金は、棟ごとの該当する料金の合計とします。
- 品確法による構造特別評価を受けたものの設計住宅性能評価料金は、割引をしますのでご相談ください。
- 複合建築物(共同住宅+店舗等)の住宅性能評価料金は、見積と致します。
- 既存住宅の住宅性能評価料金は、見積と致します。
- 価格は消費税を含んだ総額表示です。地域割増料金は、地域表の()内の料金(総額表示)となります。
- 当社で設計住宅性能評価書を交付していない建設住宅性能評価料金は、設計住宅性能評価料金を加算します。
- 変更設計住宅性能評価料金は、見積と致します。

■ 適合証明手数料（課税対象）

- 業務区域：愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県全域
- 対象建築物等：一戸建て住宅、共同住宅等

◆ 新築住宅（課税対象）

- 一戸建て住宅及び長屋（設計検査、中間現場検査及び竣工現場検査・適合証明を合わせた手数料）

（表-12）

単位：円

種別	他の引受業務(予定含む)	右記以外	地域割増地域
フラット35 財形住宅融資等	左記のみの申請または竣工済特例	37,000 (23,000)	37,000(23,000)＋地域割増手数料×2回(1回)
	建築確認、中間・完了検査	18,000 (11,000)	18,000 (11,000)
	建築確認、完了検査がある場合 (中間検査のない住宅)	25,000 (11,000)	25,000(11,000)＋地域割増手数料(地域割増なし)
	設計評価のみがある場合	28,000 (14,000)	28,000(14,000)＋地域割増手数料×2回(1回)
	設計評価及び建設評価がある場合	11,000	11,000

- ※1. 一戸建て及び長屋の設計検査、中間現場検査、竣工現場検査・適合証明を別々に申請する場合、それぞれの手数料は18,000円となります。
- ※2. 一定の基準により中間現場検査を省略する場合(竣工済特例を除く)は、表中()内の手数料です。
- ※3. フラット35Sの追加又は建物構造の変更は、再申請が必要になります。再申請手数料は5,000円＋割増手数料(ある場合)です。
- ※4. 一定の等級を満たした建設住宅性能評価証を当社で取得済の場合(竣工現場検査省略)の手数料は、5,000円です。

- 共同住宅等（設計検査及び竣工現場検査・適合証明を合わせた手数料）

（表-13）

単位：円

種別	他の引受業務(予定含む)	右記以外	地域割増地域
フラット35 財形住宅融資等	左記のみの申請 (戸別申請・登録マンション申請)	21,000×戸数	21,000×戸数＋地域割増手数料×棟数
	建築確認または住宅性能評価と 同時申請(戸別申請)	7,000×戸数	7,000×戸数
省エネ賃貸住宅融資 サービス付き高齢者 向け賃貸住宅融資	建築確認と同時申請 (登録マンション申請)	50,000×棟数＋2,000×戸数	50,000×棟数＋2,000×戸数
	住宅性能評価と同時申請 (登録マンション申請)	50,000×棟数	50,000×棟数

- ※1. 省エネ賃貸住宅融資・サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の手数料は、戸別申請と登録マンション申請と比較し廉価な手数料に、30,000円＋1,000円×戸数を加算します。但し、省エネ賃貸住宅融資でエコポイント対象住宅証明書(共同住宅)の添付がある場合は加算不要です。
- ※2. 共同住宅(一般コース)の設計検査、竣工検査・適合証明を別々に申請する場合、それぞれの手数料は21,000円/戸となります。
- ※3. フラット35Sの追加又は建物構造の変更は、再申請が必要になります。再申請手数料は、戸別が(7,000円＋割増手数料(ある場合))×戸数、登録マンションが(1,000円＋割増手数料(ある場合))×戸数です。
- ※4. 一定の等級を満たした建設住宅性能評価証を当社で取得済の場合(竣工現場検査省略)の手数料は、戸別が7,000円×戸数、登録マンションが2,000円×戸数です。

- フラット35 S 及び フラット35 S(20年金利引き下げタイプ) 割増手数料

フラット35 S 及び フラット35 S(20年金利引き下げタイプ)の申請には、種別により次の割増手数料を加算します。

（表-14）

単位：円

種別	フラット35 S		フラット35 S(20年金利引き下げタイプ)	
	省エネルギー、バリアフリー 耐久性・可変性	耐震性・耐震性(免震)	バリアフリー	省エネルギー
一戸建て住宅	各 10,000	各 10,000	各 10,000	割増なし ※2
共同住宅	各 30,000＋1,000×戸数	各 10,000 ※1	各 30,000＋1,000×戸数	適用外

- ※1. 確認申請と同時申請の場合は不要です。
- ※2. 別途、住宅事業建築主基準に係る適合証(住宅省エネラベル)又はエコポイント対象住宅証明書(トップランナー基準適合に限る)が必要です。
- ※3. 該当種別の等級を満たした設計住宅性能評価を当社で行った場合、割増手数料は不要です。
- ※4. 竣工済特例の場合も同様に加算します。

◆ 中古住宅（課税対象）

● 一戸建て住宅

（表-15）

単位：円

種 別	右記以外	地域割増地域
フラット35、フラット35S 財形住宅融資等	63,000	63,000＋地域割増手数料

● 共同住宅等

（表-16）

単位：円

種 別	右記以外	地域割増地域
フラット35、フラット35S(中古タイプ) 財形住宅融資等	63,000／戸	63,000／戸＋地域割増手数料

1. らくらくタイプ、S(中古タイプを除く)の手数料は、見積と致します。

◆ リフォーム住宅（課税対象）

● 一戸建て住宅

（表-17）

単位：円

種 別	右記以外	地域割増地域
政策リフォーム・財形住宅融資等	63,000	63,000＋地域割増手数料×2回

● 共同住宅等

（表-18）

単位：円

種 別	右記以外	地域割増地域
政策リフォーム・財形住宅融資等	165,000	165,000＋地域割増手数料×2回

1. 表中の建築確認、中間・完了検査または住宅性能評価は、当社にて手続きを行ったものに限ります。
2. 地域割増地域は、地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等を示します。
3. 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を検査回数分加算します。
4. 共同住宅の地域割増手数料は、棟単位で加算します。
5. 工事の取り止め、検査機関の変更等による未検査分の手数料の返金はしません。
6. 申請予定である確認中間・完了検査または建設住宅性能評価の申請がなかった場合、不足分の手数料を追加請求します。
7. 価格は消費税を含んだ総額表示です。地域割増手数料は、地域表の()内の手数料(総額表示)となります。

■ 地域割増手数料・料金

地域割増手数料・料金地域表

割増額()内の手数料は課税対象の場合の消費税総額表示を示します。(表-19)

単位：円

地域名	割増額	対象地域	
A 地域	14,000 (14,700)	岐阜県	御嵩町 の都市計画区域内
		三重県	いなべ市 の都市計画区域内
		東京都	八王子市の一部(上川町 美山町 小津町 上恩方町 下恩方町 裏高尾町 南浅川町) 青梅市 瑞穂町 日の出町 の都市計画区域内
		神奈川県	横須賀市 逗子市 葉山町 の都市計画区域内
		埼玉県	上尾市 入間市 春日部市 川越市 狭山市 蓮田市 吉川市 伊奈町 白岡町 松伏町 の都市計画区域内
		千葉県	千葉市の一部(若葉区 緑区) 柏市 鎌ヶ谷市 白井市 流山市 野田市 八千代市 四街道市 の都市計画区域内
B 地域	28,000 (29,400)	岐阜県	恵那市 郡上市 中津川市 八百津町 の都市計画区域内
		三重県	亀山市 菟野町 鈴鹿市 津市 松阪市 明和町 多気町 の都市計画区域内
		神奈川県	相模原市の一部(緑区の一部※) 三浦市 愛川町 の都市計画区域内
		埼玉県	桶川市 北本市 久喜市 鴻巣市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 飯能市 東松山市 日高市 の都市計画区域内
		千葉県	我孫子市 市原市 印西市 佐倉市 袖ヶ浦市 八街市 の都市計画区域内
		その他	愛知県 静岡県 東京都 神奈川県 の都市計画区域外
C 地域	62,000 (65,100)	岐阜県	下呂市 高山市 飛騨市 の都市計画区域内
		三重県	伊賀市 伊勢市 志摩市 尾鷲市 熊野市 鳥羽市 名張市 玉城町 南伊勢町 御浜町 紀北町 の都市計画区域内
		埼玉県	加須市 行田市 熊谷市 秩父市 羽生市 深谷市 本庄市 小鹿野町 小川町 越生町 神川町 上里町 川島町 杉戸町 ときがわ町 滑川町 鳩山町 美里町 皆野町 宮代町 毛呂山町 横瀬町 吉見町 寄居町 嵐山町 の都市計画区域内
		千葉県	旭市 いすみ市 勝浦市 香取市 鴨川市 木更津市 君津市 山武市 匝瑳市 館山市 銚子市 東金市 富里市 成田市 富津市 茂原市 一宮町 大網白里町 御宿町 九十九里町 栄町 酒々井町 芝山町 白子町 多古町 長南町 東庄町 横芝光町 長生村 の都市計画区域内
		その他	岐阜県 三重県 埼玉県 千葉県 の都市計画区域外

※ 相模原市緑区の一部とは、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町です。

1. 確認検査(建築物)、建設住宅性能評価、適合証明現場検査を同時に行う場合、1つの検査のみ地域割増手数料を加算します。ただし、建築物の規模により、2つ以上の検査に加算することがあります。
2. 同一敷地内で一度に複数の昇降機完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
3. 同一敷地(街区)内で一度に複数の工作物完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
4. 同一敷地内で一度に建築物と工作物の完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
5. 同一団地内で一度に複数の戸建て住宅の完了検査を行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。ただし、申請者の都合により別々に検査を行うように変更となった場合には、追加検査回数分地域割増手数料を追加します。